

中国銀行 DC専用自由満期型定期預金（最長預入期限5年）

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期に安定した運用が可能です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者
(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関
または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託
先金融機関となります。)

3. 預入期間

最長預入期限5年

4. 商品提供金融機関

株式会社中国銀行

5. 約定金利の適用方法

約定金利は毎週見直し、金融情勢等に応じて原則毎週月
曜日(銀行窓口休業日の場合は、翌銀行窓口営業日)より
新金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。
(固定金利)

7. 利払方法

満期日または期限前解約時に一括して利払いします。
満期日には、利息を元金に組入れて同一期間のこの預金
に自動継続します。
中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月
ごとの複利計算によります。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間のこの預金
に自動継続します。

なお、満期日前に解約される場合には下記の期限前解約利
率を適用し、元金と利息を払戻します。

11. 期限前解約の取扱い

解約する場合は、預入日(または継続日)から解約日の前日
までの日数に応じて、下記13段階の金利を適用します。

- ① 1か月未満(普通預金利率) ⑧ 2年6か月以上3年未満
② 1か月以上 3か月未満 ⑨ 3年以上3年6か月未満
③ 3か月以上6か月未満 ⑩ 3年6か月以上4年未満
④ 6か月以上1年未満 ⑪ 4年以上4年6か月未満
⑤ 1年以上1年6か月未満 ⑫ 4年6か月以上5年未満
⑥ 1年6か月以上2年未満 ⑬ 5年
⑦ 2年以上2年6か月未満

(金利情勢によっては2つ以上の段階で同じ利率となる場合
があります。)

12. 一部解約の取扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

① 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日(または
継続日)から一部解約日の前日までの日数に応じた解約利率
によって計算します。

② 一部解約後の残金の利息は、預入日(または継続日)から
満期までの日数および預入時(または継続時)の約定金利に
よって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて前回と
同一期間のこの預金に自動継続します。

13. お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるもの
とします。

なお、加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により
計算・管理されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」にもとづき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

中国銀行 DC専用自由満期型定期預金（最長預入期限5年）

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険の対象になっております。

【保護の対象預金と保護の範囲】

■金融機関ごとに、決済用預金以外の預金について1預金者あたり元金1,000万円とその利息。
 ※決済用預金・・・利息のつかない等の条件を満たす預金(“無利息、要求払い、決済サービスを提供できること”という3条件を満たすもの)

なお、金融機関名義の預金は、2002年4月以降は預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の対象としております。

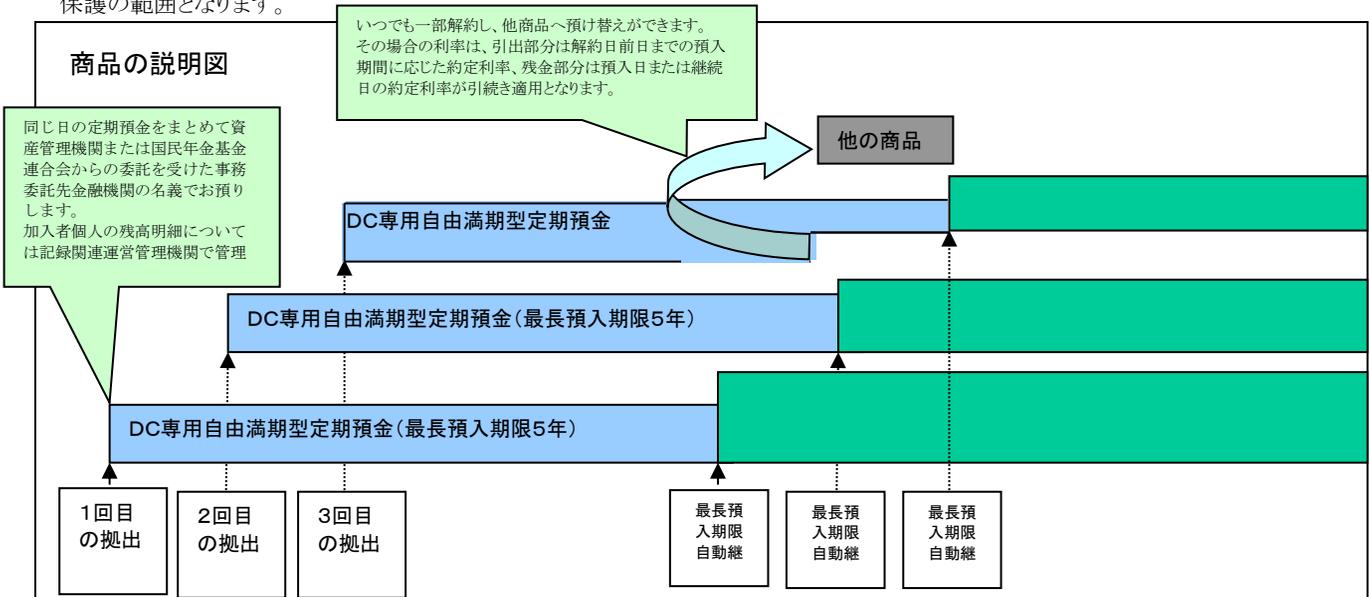
ただし、中国銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から5年後の最長預入期限に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。

また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の利率(期限前解約利率を含む)により計算した利息と元金を払い戻します。

商品提供金融機関(中国銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」にもとづき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。